

# 身体拘束最小化のための指針

## 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者さんの自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものです。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

## 身体的拘束適正化のための体制

### 1. 身体的拘束最小化チームの設置

身体的拘束最小化を目的として身体的拘束最小化チームを設置します。

#### 1) チーム活動の内容

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、職員・管理者へ定期的に周知徹底します。
- ②身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討を行います。
- ③身体的拘束を実施した場合の代替案・拘束解除の検討を行います。
- ④身体的拘束最小化に関する職員全体への指導・研修を開催します。
- ⑤当該指針の定期的な見直しと、職員への周知と活用を行います。

#### 2) 身体的拘束最小化チームの構成員

院長、看護副主任、専任看護師 2 人

## 身体的拘束最小化に向けての基本指針

### 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう

### 1. 身体的拘束等禁止の対象となる具体的な行為

- 1) 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

- 6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
  - 7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
  - 8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
  - 9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
  - 10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
  - 11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
- ※「身体拘束ゼロ手引き（2001年3月）」厚生労働省より参照

## 2. 身体的拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

当院は、在宅復帰を支援する病院として患者さんの行動意欲を阻害しない関わりを行います。

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなします。

- 1) 整形外科疾患の治療であるシーネ固定等
- 2) 乳幼児（6歳以下）及び重度心身障害者等への事故防止対策
  - ①転落防止のためのサークルベッド・4点柵使用
  - ②点滴時のシーネ4固定
  - ③自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト
- 3) 身体拘束をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策
  - ①離床センサー（センサーマット）

## 3. 向精神薬使用上のルールについて

寝る状況や環境が変わり、眠れないことは当たり前にあるという考えの下、短期不眠に睡眠薬を使うことで、薬の乱用につながる危険があることを理解した上で検討します。不眠の訴えや危険行動の有無を考慮し使用検討します。

## やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束は行わないことが原則であるが、以下の3要素の全てを満たす状態にある場合、当該入院患者または他の患者さんの生命または身体を保護する場合など、緊急やむを得ない理由により身体拘束等を行う場合があります。

- 1) 切迫性…患者さんまたは他の患者さんの生命又は身体を危険にさらさないこと
- 2) 非代替性…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3) 一時的…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合は、十分な観察を行うと共に経過記録を行いできるだけ早期に身体拘束を解除できるよう努力します。具体的には以下の手順に従って実施します。

- ①その状態及び時間、その際の患者さんの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ②患者さんやご家族に対して身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるよう説明を行います。身体拘束の同意期限を超えてもなお身体拘束を必要とする場合には、事前にご家族・患者さんへ説明を行います。また、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除するとともにご家族に報告します。

## その他日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- 1) 患者さん主体の行動、尊厳を尊重します。
- 2) 言葉や応答などで、患者さんの精神的な自由を妨げないように努めます。
- 3) 患者さんの想いを汲み取り、患者さんの意向に添った支援を行い、多職種と連携し丁寧な対応に努めます。
- 4) 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。

## 身体的拘束最小化に向けた職員教育

「患者さまの個別性を重視し、安心・安全な看護を提供」という理念のもと、医療に携わるすべての職員に対して、患者の尊厳を尊重し、身体拘束をしない医療・看護の提供に向け職員教育を行います。

## この指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は、当院マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者さんが閲覧できるようにします。